

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階

TEL) 028-636-6790 FAX) 028-632-8389

E-mail : tgkc@ucatv.ne.jp

URL : <http://www.tgkc.co.jp>

◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。



新年のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。
旧年中はご愛顧賜り心より御礼申し上げます。また、
創立記念ゴルフコンペや業者研修会等にご参加下さり
誠に有難うございました。

いよいよ、個人番号制度（マイナンバー）が本格的に
始まります。

アメリカのトランプ大統領と日本の安倍首相に共通しているのは、北朝鮮に対する外交姿勢、政治における思いあがり、民意無視、国際協調の欠如などです。優しさや思いやりの心などどこにあるのでしょうか。日本国憲法の「国民が主人公」という骨格を骨抜きにし、富める者、強き者を守り、貧しい人々、弱い者の生きる道を閉ざすのは為政者として適格なのでしょうか。経済大国である一方、貧困大国であるのもアメリカと共通しています。社会の歪み・しずみが正されることを祈る1年です。

商売繁盛とご家族・従業員様のご健勝をご祈念申し上げます、本年もご交誼の程よろしくお願い申し上げます。

(代表社員 : 日野川 勇一)

当社年末年始休暇

12月29日(金)～1月4日(木)

第4回 業者研修会 『良好な労使関係を築いていくために知っておくべきポイント』 ー長時間残業、パワハラ、解雇退職についてー



講師：とちぎ総合法律事務所 石田弘太郎氏

平成29年11月18日(土)に第4回税理士法人計理センター業者研修会を宇都宮市文化会館にて開催しました。テーマは『良好な労使関係を築いていくために知っておくべきポイント』ー長時間残業、パワハラ、解雇退職についてーでした。

近年「働き方改革」という言葉が取り上げられていることもあり、皆様にとっても関心の高い内容だったのではないのでしょうか。

講師の石田弘太郎先生は、宇都宮市内で「とちぎ総合法律事務所」を開設され、労働事件を中心に第一線で活躍されております。講演では、いわゆる電通事件や東芝事件など、具体例を交えて丁寧で分かりやすい説明をしてくださいました。印象に残ったのは、公務員の父親を過労自殺で亡くしたマーくん（当時小学校1年生）が書いたという下記の詩でした。



ーぼくの夢ー

大きくなったら
ぼくは博士になりたい
そしてドラえもんに出てくるような
タイムマシンをつくる
ぼくはタイムマシンにのって
お父さんの死んでしまうまえの日に行く
そして『仕事に行ったらあかん』ていうんや



国会でも読まれたこの詩は、のちの「過労死等防止対策推進法」制定に影響を与えたそうですが、悲しい結果を生む前に何かしらの対策が無かったのか考えさせられます。

石田先生からは「労使間のトラブルは、起きてからではなく起きる前に相談してほしい」というお話がありました。皆さんの労使関係は良好ですか？労働問題でお悩みの方には、弁護士事務所や社会保険労務士事務所と連携しながら、専門家のご紹介も含めて当社でもサポートできるよう尽力してまいります。ご相談等ありましたら各担当者にお声かけください。

TAX TOPIX

先日所得税増税がマスコミから出されましたが、何のための増税かが出ていませんでした。たばこ1本当たり3円の増税！！加熱式煙草も増税。と目的がはっきりしないままの増税が当たり前のようになされていく、毎年年末になるとサラリーマンには増税が付きまっています。背後霊のように・・・。

税経新人会副理事長佐飛淳一さんは、「所得税法の計算では、扶養控除・配偶者控除など人的控除は生活費に課税しないためにある。衣・食・住は生きるために賄わなければならないもの、生きるために消費してお金は残らない。人的控除は生存権を保障する制度、生活費に担税力はなく課税することは憲法25条に反する」といいます。

最低賃金が時給800円で8時間労働して1日6,400円、20日間労働して128,000円、1年間だと1,536,000円です。

この年収で基礎控除38万円はあまりにも低いと思わないですか？

また、年金を受給しながら働く方々もいますが、「年金」だけでは食べていけないからだといいます。その一方で、下記のような資料が新聞に掲載されていました。皆さんはどう思われますか？

表1 輸出大企業に消費税還付金8300億円 (製造業上位12社、税率8%)

企業名	還付金額	売上高	輸出割合(%)	事業年度
トヨタ自動車	3,231億円	11兆4,763億円	65.2	16年4月~17年3月
日産自動車	1,190億円	3兆7,293億円	68.6	同 上
マ ッ ダ	662億円	2兆4,814億円	83.3	同 上
本田技研工業	619億円	3兆4,568億円	60.2	同 上
キ ャ ノ ン	603億円	1兆7,639億円	(推定)79.3	16年1月~16年12月
三菱自動車	512億円	1兆5,674億円	80.6	16年4月~17年3月
村田製作所	360億円	8,311億円	(推定)92.6	同 上
新日鐵住金	310億円	2兆9,742億円	(推定)36.2	同 上
ソ ニ ー	248億円	9,925億円	(推定)68.6	同 上
シャープ	234億円	1兆5,773億円	(推定)52.4	同 上
日立製作所	211億円	1兆9,065億円	(推定)48.0	同 上
パナソニック	131億円	3兆6,552億円	27.5	同 上
合 計	8,311億円			

(商工新聞より抜粋)

税 務 ク イ ズ

24

日本では考えられないような税金制度が海外ではよく見られます。
その中には、そんなものにまで！というのも珍しくありません。
世界の広さを感じることができるかと思しますので、ぜひ挑戦してみてください。



営業不可に！「営業税」

日曜日に営業すると税金が課せられる国があります！！

お金を払わないと日曜日にお店を開けることができないという事です。

この国には「閉店法」という飲食店以外の店は日曜日に営業してはいけないという法律があります。

24時間営業もだめだそうです。

さて、この営業税がある国はどこでしょう？？

1. イギリス 2. ドイツ 3. フランス (正解はこのページの下部にあります)

おすすめの舞台

先日、友人に誘われて帝国劇場にユーミン×帝劇「朝陽の中で微笑んで」という舞台を見に行ってきました。寺脇康文さん主演の舞台は、今から500年先の未来に起こる純愛ストーリーという話で、舞台ももちろん楽しみだったのですが、何より歌・ストーリーテリングが松任谷由実なのです。

劇中の歌が全てユーミンの生歌で、しかも歌う時は舞台の中心、ほとんどの曲で衣装替えがあり、「おやおや、これはちょっとしたコンサートか？」と思えるほどだったことに感動しました。私はユーミンの曲が好きで、特に荒井由実時代の曲は聞いていて心が落ち着くのでたまに聴くことがあります。今回の舞台は、荒井由実時代の曲が使われていたりして、知っている曲もあり、ついつい口ずさんでしまうほど...

カーテンコールで「やさしさに包まれたなら」がながれ、アンコールで「卒業写真」をみんなで歌い、とても贅沢な時間を過ごすことができました。

クイズの答え： 2. ドイツ

もともとは、小売業の従業員を守るための法律だったようですが、最近では緩和されつつあり、コンビニエンスストアなどの出店も許可されるようになってきたそうです。
しかし、まだ24時間営業は許可されていません。

コワフェール・ド・ニシムラ 事業主 西村 和久さん



お店はJR宇都宮駅より関東バス駒生営業所行き作新学院下車、徒歩1分、大谷街道沿いにある、メンズスペース、レディース&セットスペースがあるユニセックスサロンです。

目印は野球のボールカウントの標識が目印です。お客様はリピート、リピーターが多く市外、県外からも来店され、朝からOPENを待つことも少なくありません。

オーナーの西村和久さんは、宇都宮市生まれの現在51歳、昭和62年美容師ライセンスを取得、平成元年理容師ライセンスを取得し、平成22年に宇都宮市駒生町に開業されました。現在のお店で3店舗目になります。

また西村さんは、コンテスト等で平成4年ライオンズヘアサロングループ全国大会1位(千葉ベイ東急にて)、HSヘスタイリスト協会ザ・メン準優勝(京王プラザにて)等数々の成績を収めているオーナーさんです。

お客様の声として、私も(宇都宮市 現在52歳 男性)幼稚園の頃からオーナーのお父さんの理容店に通い、現在は息子の和久さんにお世話になり、40年以上のお付き合いになっています。

従業員の方も丁寧なカウンセリング、まかせる安心感、仕上がりも素晴らしいと思います。

ちなみに、昨年、全国大会で優勝した監督さんや日本代表の選手もお客様だそうです。運が良ければお会いできるかも！

写真にある野球カウントの標識ですが、意味がありまして、「2アウト、2ストライク、3ボール」で「ここからが本当の勝負」という意味だそうです。



住所 栃木県宇都宮市一の沢
2-1-34
電話 028-623-6607
定休日 火曜日・第1、第3月曜日
営業時間
平日 9:00~19:00
土日祝 8:30~18:30
駐車場 12台

税務カレンダー

《 1月 》		
内	容	納付／申請期限
	給与所得者の扶養控除等申告書の提出	本年最初の給与支払日前日
	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	平成30年1月10日
	年2回納付の源泉所得税特例適用者(H29. 7月～12月分)	平成30年1月22日
	11月決算法人の確定申告	平成30年1月31日
	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	平成30年1月31日
	5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	平成30年1月31日
	※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です	
	2・5・8・11月決算法人の消費税年税額が400万円超の3月ごとの中間申告	平成30年1月31日
	支払調書及び支払調書合計表の提出	平成30年1月31日
	給与支払報告書の提出	平成30年1月31日
	固定資産税の償却資産に関する申告	平成30年1月31日

《 2月 》		
内	容	納付／申請期限
	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	平成30年2月13日
	12月決算法人の確定申告	平成30年2月28日
	3. 6. 9. 12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	平成30年2月28日
	5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	平成30年2月28日
	※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です	
	3・6・9・12月決算法人の消費税年税額が400万円超の3月ごとの中間申告	平成30年2月28日
	固定資産税(都市計画税)の第4期分納付	市町村の条例で定める日

確定申告のご案内

平成29年分所得税確定申告・贈与税申告の時期が近づいてまいりました。申告期間は下記の通りとなりますので、個人事業主の方や確定申告が必要な方は書類等の準備をお願い致します。また、準備する書類が分からない場合は担当者、若しくは当事務所職員へお尋ね下さい。

申告期間 平成30年2月16日(金) ～ 3月15日(木)